



三井住友信託銀行が住友林業＜1911＞株式の変更報告書を提出（保有減少）



住友林業＜1911＞について、三井住友信託銀行が10月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者1の株券等保有割合が1%以上減少提出者2の株券等保有割合が1%以上増加提出者1の保有目的変更」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の住友林業株式保有比率は、6.05%と0.68%減少した。

報告義務発生日は、2018年10月15日。